

平成 27 年度第 1 回違法伐採対策・合法木材普及推進委員会
議事概要

日時：2015（平成 27）年 7 月 21 日（火）14:00～16:00

場所：永田町ビル 4 階大会議室（東京都千代田区永田町）

議事要旨：

① **平成 26 年度違法伐採対策・合法木材普及推進事業の実施結果および事業を巡る最近の情勢について**

事務局より、資料により説明があった。特に、「最近では、FIT（固定価格買取制度）に絡んで木質バイオマスの合法性証明、特に海外の木材（ゴムの木やアーモンドの木の廃材等）の証明方法についての問合せが増えてきている。今までとは違う業種・方面からの合法証明への関心が高まっている。」との話があった。

[主な質疑・意見]

○昨年度事業の結果を考慮して、今年度の進め方についても検討したい。

② **平成 27 年度違法伐採対策・合法木材普及推進事業の進め方について**

事務局より、資料に基づき説明があった。特に、「今年度は新たな取り組みとして、認定事業者による合法性証明の実施状況について第三者による抽出調査を実施したい。国産材についてどのようにガイドラインに沿って実施されているのかを調べたい。対象となる事業者は 2 事業者程度を考えている。具体的な調査方法等については検討中である。」との説明があった。

[主な質疑・意見]

○今年度は第三者による調査をするとの話が出たが、第三者とは何を指すのか。またどのように抽出するのか。

→（事務局）まだ、具体的な方法については詰めていない。第三者とは、森林認証や ISO などの審査の経験がある専門機関等に依頼することを考えている。抽出する対象については、川上（素材生産業者）から問屋の間にある、製材、市場等を考えている。

○外国からは、今回の調査で、もし正しくやっていないことがあれば批判される。調査先には事前に知らせてから調査するのか。

→（事務局）この調査は、調査先の白黒を判定するのではなく、どんなやり方で実際に証明しているのか、合法証明の仕組みが働いているのかどうかを調べるもの。

○国産材が対象なのか。

→（事務局）国産材に限定するものではないが、できるだけ長い連鎖を調べる

ことが出来るのはやはり国産材ということになる。また、一つの事業者の中で分別がきちんと行われ、証明書と製品が1対1に対応しているのかを調べたい。日本の仕組みの中で、どの程度まで信頼性を担保できるのか知りたいと考えている。

- 他の国との比較は単純ではない。認証機関に頼んで調査をする場合、発注の仕方が難しい。調査が計画通りにできなかった場合も考えて計画を立てたほうが良い。また、12,000ある認定事業体を調べるよりは認定団体を調べたほうが良いのでは。
- 事業体にお願いして調査をしてみても見つかった時は、是正を求めることになる。調査の結果、分別管理ができていないことがわかった時の扱いが難しい。
- FITでは、合法証明木材は高く買ってもらっている。それを間違ったやり方で高く売っているなら、合法性証明の制度の中で罰則をつくらなくても別の法律で罰せられるのではないか。
- 間違ったやり方での合法性証明書の発行は産地偽装、商品表示法違反になるのではないか、との指摘を受けたこともある。
- 今自民党で検討されている対策は、合法性が確認できていないものは日本に入れないという方向にしているようだが、今まで我々が進めてきた方向とは大きく変わってくるのではないか。今後どうなるのかわからない。欧米の対策は聞こえはいいし、リスクのある木材は扱わない、という抑止力にはなるだろうが、日本で同様の仕組みを作った場合、欧米と同じように働くのか。
- 第三者による抽出調査については、現場でどう動いているのかを調べるのは意味がある。
- 抽出調査の具体的なスケジュールは？
→（事務局）今後の動きを見て計画を見直すこともある。調査についての部会を作って検討するのも一つの方法。今後については、もう少し詰めて骨格が決まった時点であらためて委員の皆さんにご提示してご意見を伺いたい。
- 合法性だけでなく持続可能性についてもきちんと位置付けて取り組んでいくことも必要。もう少し大きな枠組みで考えていく必要もあるのでは。
- 合法性が確保されていれば持続可能な森林ができる、というのは疑問。
- 当初は、ニーズはあるから合法木材が供給されれば売れるということで供給体制を整備してきたが、実際は合法木材の需要は大きくはなかった。供給側の体制整備と需要側の普及を並行して進めていく必要がある。目新しくなくても今までの活動を地道に続けていくことが必要。
- 木材は環境にやさしい素材である、という認識がまだ希薄ではないか。ネガティブなイメージを広げないためにも、木材を使うことは環境破壊ではない、

ということをしっかり伝えていくことが必要。

- 違法伐採対策と同時に合法木材の普及を強めていく必要がある。
- 合法木材が普段の生活の中で意識されないので、マーケットとして生まれてこない。一般消費者への普及ということでは、日常の生活と合法木材がつながっていることを強く **PR**しないとマーケットは広がらない。
- 手つかずの部分（中国）に普及活動をする意味はある。メリハリも考えて普及していく必要がある。
- 手つかずとなっているのは、情報が少なすぎるため。説得力をもって普及するためにも、バックデータとなる情報を得ておく必要がある。

③ その他

事務局からは特になし。委員からも特に意見は出ず、会議を終了した。

—了—